平成２７年（フ）第３３号
兵庫県洲本市宇原178番地86
債務者　中野　直美
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第１３８号
広島県呉市安浦町中央４丁目１番23号
債務者　玉岡　孝規
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第４２号
広島県呉市長谷町３－７、住民票上の住所広島県東広島市黒瀬切田が丘１丁目６番７号
債務者　シードこと　百々　孝志
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第４３号
広島県呉市阿賀南１丁目５番３号
債務者　髙手　義信
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第４４号
広島県呉市汐見町７番22号
債務者　髙橋　堂子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第４８号
広島県呉市広古新開９丁目５番13―303号
債務者　富田　　誠
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第２６６号
愛知県小牧市大字間々原新田130番地６
債務者　伊藤初美こと　ＩＴＯ　ＡＫＡＳＥ　ＥＬＩＺＡＢＥＴＥ　ＨＡＴＳＵＭＩ
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６５４号
愛知県東海市名和町東岨27番地の20
債務者　中里　京子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３３７号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番７―504号
債務者　髙橋富美子
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７４号
神戸市須磨区竜が台３丁目６番地　市営竜が台住宅１―104号
債務者　岡田　惠三
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７５号
神戸市須磨区竜が台３丁目６番地　市営竜が台住宅１―104号
債務者　岡田　昌子
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７９号
神戸市兵庫区永沢町２丁目１番21―407号
債務者　森田　泰亘
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６３号
長崎県佐世保市三浦町２番１―804号
債務者　村橋　初好
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
茨城県神栖市平泉2137番地10　スエルテ205号室
債務者　遠藤　聡子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第２８号
茨城県鹿嶋市大字平井910番地　中村住宅
債務者　橋本　直人
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第２５９号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北１丁目６番10―101号　ユートピアハイツ
債務者　野田　奈穂
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２７４号
熊本市中央区中唐人町23番地　村上ビル303号、前住所熊本市中央区水前寺１丁目15番４―806号　ダイコー水前寺駅通り３
債務者　佐藤　尚美
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係